東京大学予算規程

平成１６年４月１日
役員会議決
東大規則第１７３号
沿革

第１章 総則

（目的）

第１条　この規程は、東京大学会計規程（平成１６年規則第８号。以下「会計規程」という。）の規定に基づき、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）における予算の編成、執行等に係る手続について定め、予算の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

（予算の定義）

第２条　この規程において予算とは、教育研究その他業務運営に関する計画を明確に計数化し、事業年度ごとに作成されるものをいう。

２　前項のうち、寄附金経費及び受託研究等経費並びに受託事業等経費の取り扱いについては別に定めるものとする。

（予算単位及び予算責任者）

第３条　会計規程第８条第３項に定める予算単位及び予算責任者は、別表１のとおりとする。

２　会計規程第８条第４項に規定する事故等とは、次の各号に該当する場合とする。

一　欠員となったとき。

二　休暇、欠勤等により長期にわたりその職務を執ることができないとき。

三　業務のため、長期にわたり出張するとき。

第２章 予算の編成

第４条 削除

第５条 削除

（予算の編成）

第６条 会計規程第１０条第２項に規定する大学法人の予算案は、経営協議会の審議を経て、運営方針会議の決議により、事業年度開始前までに予算として決定する。

第３章 予算の配分

（予算の配分）

第７条 総長は、予算の決定後すみやかに各予算単位へ配分し、その旨を事業年度開始前までに予算責任者に通知しなければならない。但し、やむを得ない事由による場合には、この限りでない。

２　総長は、追加の予算措置に備えるため、予算の一部を留保することができる。

３　前２項の規定は、会計規程第１１条第２項の規定により予算配分権限がプロボスト及

びCFOに委譲されている場合について準用する。この場合において、前2項中「総長」とあるのは、「プロボスト及びCFO」と読み替えるものとする。

（予算単位内の予算配分）

第8条 予算責任者は、前条第1項に規定する予算を配分するときは、配分先に予算額をすみやかに通知しなければならない。

（追加配分）

第9条　予算責任者は、追加の予算措置が必要と認めるときには、総長に申請し、追加配分を求めることができる。

2　総長は、前項の申請に基づき追加配分を決定したときには、予算責任者に対してすみやかに通知しなければならない。

3　前2項の規定は、会計規程第11条第2項の規定により予算配分権限がプロボスト及びCFOに委譲されている場合について準用する。この場合において、前2項中「総長」とあるのは、「プロボスト及びCFO」と読み替えるものとする。

第4章 予算の執行

第10条 削除

（弾力条項の適用）

第11条　予算責任者は、配分された予算のうち、当該予算単位で管理する収入をもって充てるものとして別に定めるものについて、予算に比して増加するときは、第9条にかかわらずその増加する金額を限度として使用することができる。

2　前項により予算を執行する場合は、増加する金額について既に収納又は収納決定がされていなければならない。

第5章 予算の補正

（予算の補正手続）

第12条　会計規程第13条に規定する予算の補正案は、経営協議会の審議を経て、運営方針会議の決議により決定する。

第6章 予算の繰越

（予算の繰越）

第13条　会計規程第14条に規定する予算を繰り越すことができる場合とは次のとおりとする。

一　運営費交付金を財源とし、事前に総長より業務の達成が客観的に把握できるものとして指定を受けた業務で、事業年度終了時において業務が終了していない場合

二　契約を締結済みの調達において、大学法人の責によらない理由で事業年度終了時に検収が行われていない場合

三　その他、他の法令等により認められる場合

2　前条第1項の成果の進捗が客観的に把握できる業務の指定方法等については別に定める。

第７章 決算報告書

（決算報告書）

第１４条 会計規程第１５条に規定する決算報告書は別に定める様式によるものとする。

第８章 雑則

（補則）

第１５条 この規程の施行に関し必要な事項は、CFO が別に定める。

（改廃）

第１６条　この規程の改廃は、総長が行う。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成１７年２月３日から施行し、この規則による改正後の東京大学予算規程の規定は、平成１６年４月１日から適用する。

附　則

この規則は、平成１９年７月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２８年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成２９年１１月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３１年２月１日から施行する。

附　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年２月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和４年１０月１８日から施行する。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和６年１０月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

別表1

予算単位（部局）	予算責任者	備　考
【大学院・学部】		
法学政治学研究科・法学部	研究科長	
医学系研究科・医学部	研究科長	
工学系研究科・工学部	研究科長	
人文社会系研究科・文学部	研究科長	
理学系研究科・理学部	研究科長	
農学生命科学研究科・農学部	研究科長	
経済学研究科・経済学部	研究科長	
総合文化研究科・教養学部	研究科長	
教育学研究科・教育学部	研究科長	
薬学系研究科・薬学部	研究科長	
数理科学研究科	研究科長	
新領域創成科学研究科	研究科長	
情報学環・学際情報学府	学環長	
情報理工学系研究科	研究科長	
公共政策学研究部・公共政策学教育部	研究部長	
【学内共同教育研究施設】		
大学総合教育研究センター	センター長	
相談支援研究開発センター	センター長	
アイソトープ総合センター	センター長	
高大接続研究開発センター	センター長	
グローバル教育センター	センター長	
多様性包摂共創センター	センター長	
グリーントランスフォーメーション戦略推進センター	センター長	
【学際融合研究施設】		
未来ビジョン研究センター	センター長	
低温科学研究センター	センター長	
総合研究博物館	館長	
環境安全研究センター	センター長	
地球環境データコモンズ	センター長	

【全国共同利用施設】		
情報基盤センター	センター長	
素粒子物理国際研究センター	センター長	
空間情報科学研究センター	センター長	
【附置研究所】		
医科学研究所	所長	
地震研究所	所長	
東洋文化研究所	所長	
社会科学研究所	所長	
生産技術研究所	所長	
史料編纂所	所長	
定量生命科学研究所	所長	
宇宙線研究所	所長	
物性研究所	所長	
大気海洋研究所	所長	
先端科学技術研究センター	所長	
【大学附属病院】		
東京大学病院	病院長	
医科学研究所附属病院	病院長	
【附属学校】		
教育学部附属中等教育学校	校長	
【本部等】		
本部	CFO	
附属図書館	館長	
文書館	館長	
柏地区共通事務センター	柏地区事務機構長	
【国際高等研究所】		
カブリ数物連携宇宙研究機構	機構長	
ニューロインテリジェンス国際研究機構	機構長	
新世代感染症センター	機構長	
東京カレッジ	カレッジ長	

沿革

東京大学予算規程

体系情報

□　　第７編　経理及び諸料金

沿革情報

◆　　平成１６年０４月０１日　役員会議決
◇　　平成１７年０２月０３日
◇　　平成１９年０７月０１日
◇　　平成２０年０４月０１日
◇　　平成２１年０３月２６日
◇　　平成２２年０３月３０日
◇　　平成２４年０３月２９日
◇　　平成２５年０３月２９日
◇　　平成２８年０９月２９日
◇　　平成２９年１０月２６日
◇　　平成３０年０３月２９日
◇　　平成３１年０２月０１日
◇　　平成３１年０３月２９日
◇　　令和　元年０９月３０日
◇　　令和０２年０１月３１日
◇　　令和０２年０３月２６日
◇　　令和０３年０３月３０日
◇　　令和０４年０３月２４日
◇　　令和０４年１０月１８日
◇　　令和０５年０３月３１日
◇　　令和０６年０３月２９日
◇　　令和０６年０９月２６日
◇　　令和０７年０４月０１日
◇　　令和０８年０３月１９日
◇　　令和０８年０９月１５日